平成２９年（フ）第２号
北海道苫小牧市明野元町２丁目16番19号　コスモアパート北102
債務者　渋谷　俊輝
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１６号
福島県いわき市小島町２丁目７番地２　メゾンアイユウⅢ－202、住民票上の住所宮城県角田市笠島字黒荷田40番地10
債務者　佐藤　圭太
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２８年（フ）第３０６号
石川県白山市成町643番地１　市営成住宅２号棟303号室
債務者　浜下　　洋
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8301番地３メゾンブーケ31
債務者　小菅　豊清
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第１８７０号
名古屋市北区落合町180番地　大和マンション303号
債務者　後藤　利枝（旧姓沼沢）
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６８号
兵庫県西宮市中須佐町９番８－905号、前住所兵庫県西宮市柳本町８番18号
債務者　駒田二一三
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６７４号
兵庫県尼崎市北城内89番地　フレクサンス尼崎201号
債務者　佐田　俊之
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５３号
兵庫県明石市魚住町長坂寺1339番地　ネオパストラル203号
債務者　岡林　寿子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２６６号
兵庫県明石市大久保町江井島801番地の１
債務者　松下利智子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２７８号
兵庫県明石市魚住町住吉４丁目15番22号　レオネクストＴＲＹ207号
債務者　西森しげみ
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２８０号
神戸市西区岩岡町岩岡619番地の58　タウンハウス岩岡２－３
債務者　中山　梨恵（旧姓赤松）
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２８２号
兵庫県明石市大久保町大窪889番地の１　モアレ大久保102号
債務者　岡﨑百合江
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第７０号
兵庫県美方郡香美町香住区香住704番地の９
債務者　上田八重子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第２２３号
奈良県香芝市下田東５丁目610番地２　エヴァグリーンハイツＢ101号
債務者　右田　裕司
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２４８号
奈良県橿原市新口町180番地の14、前住所奈良県橿原市十市町888番地の28
債務者　鈴木　友和
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
広島県尾道市神田町３番５号、住民票上の住所広島県尾道市吉浦町25番１号
債務者　黒田規益子（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
広島地方裁判所尾道支部